

大分県報

平成三十年
第二九八〇号
五月七日

(月曜日)

目次

告示

地籍調査の成果の認証……………一
大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………一

教育委員会告示

平成三十一年度大分県公立学校教員採用選考試験実施要項……………一
民間企業等での管理職経験者を対象とした平成三十一年度大分県公立学校「校長」採用候補者選考試験実施要項……………一三

公告

平成三十年度毒物劇物取扱者試験の実施……………一五

○告示

大分県告示第三百十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。
平成三十年五月七日

大分県知事 広瀬 貞

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
宇佐市	平二八・六・二九から平二九・一〇・一一まで	宇佐市大字赤尾の一部の地籍図及び地籍簿	宇佐市大字赤尾の一部	平三〇・四・一七
宇佐市	平二八・六・二九から平二九・一一・二九まで	宇佐市院内町月候の一部の地籍図及び地籍簿	宇佐市院内町月候の一部	平三〇・四・一七

宇佐市	平二七・七・一四から平二九・二・六まで	宇佐市山香町大字日指の一部の地籍図及び地籍簿	宇佐市山香町大字日指の一部	平三〇・四・一七
杵築市	平二七・七・一四から平二九・二・二一まで	杵築市大字大内の一部	杵築市大字大内の一部	平三〇・四・一七
宇佐市	平二五・六・一二から平二九・一〇・二三まで	宇佐市安心院町村及び地籍簿	宇佐市安心院町村の一部	平三〇・四・一七

大分県告示第三百十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。
平成三十年五月七日

大分県知事 広瀬 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市大字古国府字内山千三百三十七番地の十五

大分県民の森施設指定管理者

公益財団法人森林ネットおおいた

理事長 重本 悟

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第七号

平成三十一年度大分県公立学校教員採用選考試験を次の要項により実施する。
平成三十年五月七日

大分県教育委員会

平成31年度大分県公立学校教員採用選考試験実施要項

大分県教育委員会

1 目的

平成三十年五月七日

大分県報(告示・教育委告示)

大分県公立学校教員を志望する者について、平成31年度採用に当たつての選考資料とするため、これを実施する。

2 試験区分、志望種及び採用予定者数等

(1) 一般選考

志望種	採用予定者数	
	全体数	教科・科目別内訳等
①小学校教諭	173人	
②中学校教諭	90人	国語② 社会⑨ 数学⑨ 理科④ 音楽③ 美術② 保健体育⑥ 技術② 家庭① 英語②
③高等学校教諭	61人	国語⑥ 地理歴史〔世界史②〕 日本史② 地理②〕 公民① 数学⑩ 理科〔物理②〕 化学② 生物②〕 保健体育② 音楽① 美術① 書道① 英語⑨ 家庭④ 農業② 工業〔機械②〕 電気② 建築① 工業化学①〕 商業③ 情報① 福祉②
④特別支援学校教諭	39人	小学部⑩ 中学部② 高等部①7
⑤養護教諭	17人	
⑥栄養教諭	2人	
一般選考計	382人	

※ ④のうち小学部又は中学部の合格者は、特別支援学校のほか、免許状の種類に依り、小学校又は中学校において、特別支援学級担当の教諭として勤務する（以下同じ。）。

※ 合格者のうち日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師として採用する（以下同じ。）。

(2) 特別選考

障がい者が社会参加することを通じて青少年の健全育成を推進するため、社会人としての多様な経験や専門的な知識・技能を教育に生かすため、卓越した指導者の秀でた実績や優れた知識・技能を競技力向上に生かすため、及び特定の教科についてに優れた知識・技能を教育に生かすために実施する。

特別選考種	採用予定者数	摘 要
特別選考（Ⅰ） （障がい者特別選考）	2人	一般選考の志望種②、③、④及び⑥のいずれかを志望する者で、教科・科目は問わない。第1次試験、第2次試験及び第3次試験は一般選考と同様の試験を実施する

が、特別支援学校教諭志望者に限って、願書の記載事項を審査の上、第2次試験の実技試験の一部又は全てを免除することがある。また、障がいの種類や程度に応じた受験上の配慮を行う。

一般選考の志望種①又は②を志望する者で、教科は問わない。第1次試験は、教養試験及び専門試験に代えて、小論文を実施する（実技試験（当該教科受験者）は実施する。）。なお、第2次試験及び第3次試験は、一般選考と同様の試験を実施する。

高等学校教諭のうち、下記※の教科を志望する者で、スポーツの指導者として優秀な実績を有するものとする。第1次試験及び第2次試験を免除し、第3次試験は、アセステーション及び面接試験を実施する。

高等学校教諭のうち、農業〔畜産〕を志望する者で、農業の畜産分野に優れた知識・技能を有するものとする。第1次試験は、一般選考の高等学校教諭農業と同じ専門試験のみを実施する。なお、第2次試験及び第3次試験は、一般選考の高等学校教諭農業と同様の試験を実施する。

特別選考（Ⅳ）
（特定教科特別選考
高校教諭〔農業〔畜産〕〕）

特別選考計 7人

※ 特別選考（Ⅲ）の教科：国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、音楽、美術、書道、英語、家庭、農業、工業、商業、情報、看護、福祉

3 受験資格

次の(1)から(4)までの要件を全て満たす者に限る。

- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当しない者
- 志望種に応ずる教諭普通免許状（特別支援学校教諭志望者は、特別支援学校教諭普通免許状又は盲・聾・養護学校のいずれかの教諭普通免許状に加えて、小学部志望者は小学校教諭普通免許状、中学部志望者は中学校教諭普通免許状、高等部志望者は高等学校教諭普通免許状）を現に有している者又は平成31年3月31日までに取得見込みの者
- 平成6年3月31日以前において、高等学校の社会科教諭普通免許状を取得した者は、高等学校教諭の地理歴史又は公民を受験できる。
- 昭和43年4月2日以降に生まれた者

県内のどこにいても赴任できる者

<p>特別 選考 (I)</p>	<p>養護教諭に出席する者で、養護教諭免許状を平成31年3月31日までに取得見込みのものに、平成30年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格を基礎として養護教諭免許状を取得しようとするものを含む。</p> <p>栄養教諭に出席する者で、栄養教諭免許状を平成31年3月31日までに取得見込みのものに、平成30年度中に栄養士免許を取得し、その免許を基礎として栄養教諭免許状を取得しようとするものを含む。</p> <p>・特別選考(II)の受験資格(6)のイの要件について</p> <p>採用に当たっては、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第3項に定める特別免許状の授与を受ける必要があることから、(6)のイの①の基準に関して、出願に基づき提出書類により、次の観点から特別免許状授与の可否について予備的な審査を行う。</p> <p>(i) 「志望する教科に関する専門的な知識経験又は技能」は、担当する教科の教育課程、学習指導要領等に照らし、学校教育の効果的実施が期待できるものであること。</p> <p>(ii) 志望する教科に関する専門的な知識経験又は技能に関連した実務経験を、5年以上有していること。</p> <p>なお、特別免許状の授与について、不明な点は事前に確認すること。</p> <p>・特別選考(III)の受験資格について</p> <p>上記(8)の要件に関しては、専門家で構成される審査委員会を設置し、同委員会において審査を行う。ただし、上記(8)の指導した実績となる競技種目と上記(9)の競技種目が一致している場合のみ出願することができる。</p>
<p>特別 選考 (II)</p>	<p>養護教諭に出席する者で、養護教諭免許状を平成31年3月31日までに取得見込みのものに、平成30年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格を基礎として養護教諭免許状を取得しようとするものを含む。</p> <p>栄養教諭に出席する者で、栄養教諭免許状を平成31年3月31日までに取得見込みのものに、平成30年度中に栄養士免許を取得し、その免許を基礎として栄養教諭免許状を取得しようとするものを含む。</p> <p>・特別選考(II)の受験資格(6)のイの要件について</p> <p>採用に当たっては、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第3項に定める特別免許状の授与を受ける必要があることから、(6)のイの①の基準に関して、出願に基づき提出書類により、次の観点から特別免許状授与の可否について予備的な審査を行う。</p> <p>(i) 「志望する教科に関する専門的な知識経験又は技能」は、担当する教科の教育課程、学習指導要領等に照らし、学校教育の効果的実施が期待できるものであること。</p> <p>(ii) 志望する教科に関する専門的な知識経験又は技能に関連した実務経験を、5年以上有していること。</p> <p>なお、特別免許状の授与について、不明な点は事前に確認すること。</p> <p>・特別選考(III)の受験資格について</p> <p>上記(8)の要件に関しては、専門家で構成される審査委員会を設置し、同委員会において審査を行う。ただし、上記(8)の指導した実績となる競技種目と上記(9)の競技種目が一致している場合のみ出願することができる。</p>
<p>特別 選考 (III)</p>	<p>養護教諭に出席する者で、養護教諭免許状を平成31年3月31日までに取得見込みのものに、平成30年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格を基礎として養護教諭免許状を取得しようとするものを含む。</p> <p>栄養教諭に出席する者で、栄養教諭免許状を平成31年3月31日までに取得見込みのものに、平成30年度中に栄養士免許を取得し、その免許を基礎として栄養教諭免許状を取得しようとするものを含む。</p> <p>・特別選考(II)の受験資格(6)のイの要件について</p> <p>採用に当たっては、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第3項に定める特別免許状の授与を受ける必要があることから、(6)のイの①の基準に関して、出願に基づき提出書類により、次の観点から特別免許状授与の可否について予備的な審査を行う。</p> <p>(i) 「志望する教科に関する専門的な知識経験又は技能」は、担当する教科の教育課程、学習指導要領等に照らし、学校教育の効果的実施が期待できるものであること。</p> <p>(ii) 志望する教科に関する専門的な知識経験又は技能に関連した実務経験を、5年以上有していること。</p> <p>なお、特別免許状の授与について、不明な点は事前に確認すること。</p> <p>・特別選考(III)の受験資格について</p> <p>上記(8)の要件に関しては、専門家で構成される審査委員会を設置し、同委員会において審査を行う。ただし、上記(8)の指導した実績となる競技種目と上記(9)の競技種目が一致している場合のみ出願することができる。</p>
<p>特別 選考 (IV)</p>	<p>養護教諭に出席する者で、養護教諭免許状を平成31年3月31日までに取得見込みのものに、平成30年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格を基礎として養護教諭免許状を取得しようとするものを含む。</p> <p>栄養教諭に出席する者で、栄養教諭免許状を平成31年3月31日までに取得見込みのものに、平成30年度中に栄養士免許を取得し、その免許を基礎として栄養教諭免許状を取得しようとするものを含む。</p> <p>・特別選考(II)の受験資格(6)のイの要件について</p> <p>採用に当たっては、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第3項に定める特別免許状の授与を受ける必要があることから、(6)のイの①の基準に関して、出願に基づき提出書類により、次の観点から特別免許状授与の可否について予備的な審査を行う。</p> <p>(i) 「志望する教科に関する専門的な知識経験又は技能」は、担当する教科の教育課程、学習指導要領等に照らし、学校教育の効果的実施が期待できるものであること。</p> <p>(ii) 志望する教科に関する専門的な知識経験又は技能に関連した実務経験を、5年以上有していること。</p> <p>なお、特別免許状の授与について、不明な点は事前に確認すること。</p> <p>・特別選考(III)の受験資格について</p> <p>上記(8)の要件に関しては、専門家で構成される審査委員会を設置し、同委員会において審査を行う。ただし、上記(8)の指導した実績となる競技種目と上記(9)の競技種目が一致している場合のみ出願することができる。</p>
<p>(注意)</p>	<p>・一般選考(2)における志望種に応ずる教諭普通免許状を平成31年3月31日までに取得見込みの者について</p>

を犯し刑に処せられた者

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法（抜粋）

〔校長・教員の欠格事由〕

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (4) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 第1次試験の免除

(1) 免除の要件

次の①から⑤までのいずれかの要件を満たす者は、希望により第1次試験を免除する。ただし、特別選考（Ⅱ）、特別選考（Ⅲ）及び特別選考（Ⅳ）を受験する者は除く。

- ① 次のア又はイに該当する者
 - ア 平成29年度大分県公立学校教員採用選考試験（平成28年度実施）の第1次試験及び第2次試験を受験し、いずれにも合格した者であつて、かつ、平成31年度大分県公立学校教員採用選考試験（平成30年度実施）において、同一の志望種、教科・科目を受験する者
 - イ 平成30年度大分県公立学校教員採用選考試験（平成29年度実施）の第1次試験及び第2次試験を受験し、いずれにも合格した者であつて、かつ、平成31年度大分県公立学校教員採用選考試験（平成30年度実施）において、同一の志望種、教科・科目を受験する者
- （注意） 上記ア及びイの「第1次試験及び第2次試験を受験し、いずれにも合格した者」には、第1次試験免除者は含まれない。
- ② 次のア及びイに該当する者
 - ア 小学校教諭に就任する者で、大分県を除く都道府県又は政令指定都市が実施する

教員採用選考試験に合格し、公立の小学校又は国立大学法人が所管する小学校の正規教員（臨時的任用の者は除く。）としての勤務期間が平成30年6月1日現在3年以上（休職・育児休業の期間を除く。）であるもの

イ 現在、公立の小学校若しくは国立大学法人が所管する小学校の正規教員（臨時的任用の者は除く。）又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会の正規職員として勤務している者

③ 次のア及びイに該当する者

ア 中学校教諭に就任する者で、大分県を除く都道府県又は政令指定都市が実施する教員採用選考試験に合格し、公立の中学校又は国立大学法人が所管する中学校の正規教員（志望する教科と同一教科に限る。また、臨時的任用の者は除く。）としての勤務期間が平成30年6月1日現在3年以上（休職・育児休業の期間を除く。）であるもの

イ 現在、公立の中学校若しくは国立大学法人が所管する中学校の正規教員（志望する教科と同一教科に限る。また、臨時的任用の者は除く。）又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会の正規職員として勤務している者

④ 次のア及びイに該当する者

ア 特別支援学校教諭小学部又は中学部に就任する者で、大分県を除く都道府県又は政令指定都市が実施する教員採用選考試験に合格し、公立の特別支援学校又は国立大学法人が所管する特別支援学校の正規教員（臨時的任用の者は除く。）としての勤務期間が平成30年6月1日現在3年以上（休職・育児休業の期間を除く。）であるもの

イ 現在、公立の特別支援学校若しくは国立大学法人が所管する特別支援学校の正規教員（臨時的任用の者は除く。）又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会の正規職員として勤務している者

⑤ 次のア及びイに該当する者

ア 養護教諭に就任する者で、大分県を除く都道府県又は政令指定都市が実施する教員採用選考試験に合格し、公立の学校又は国立大学法人が所管する学校の正規教員（臨時的任用の者は除く。）としての勤務期間が平成30年6月1日現在3年以上（休職・育児休業の期間を除く。）であるもの

イ 現在、公立の学校若しくは国立大学法人が所管する学校の正規教員（臨時的任用の者は除く。）又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会の正規職員として勤務している者

(注意) ②から⑤までのいずれかの要件により第1次試験の免除を希望する者は、出願書類として、勤務履歴を証明するものを提出すること。

なお、在職期間の確認ができない場合は、免除しない。

- (2) 免除の手続
免除を希望する者は、願書の該当欄に記入した上で、「5 出願等手続」に従って出願すること。

5 出願等手続

出願の方法には、「(1)インターネット(大分県電子申請システム)を利用する方法」、「(2)出願に必要な書類をダウンロードして提出する方法」、「(3)配布等により入手した出願に必要な書類を提出する方法」の3種類がある。(1)の方法を選択した場合は、出願に願書等書類の提出は不要となる(特別選考(Ⅰ)～(Ⅲ)を除く。)

- (1) インターネット(大分県電子申請システム)を利用する方法(電子申請のみで出願可能)

※ インターネット接続、メールの送受信及び書類の印刷(A4サイズのモノクロ印刷)が可能な者は、できるだけこの方法で出願すること。

ア 大分県電子申請システムの利用者登録

インターネット上の次のURLにアクセスし、「利用者登録はこちら」→「基本情報入力」→「利用者IDの発行」→「送信されたメールの確認ページでIDとパスワード入力」を行う。

<https://www.egov-oiia.pref.oiita.jp/>

※ 取得したIDやパスワードは忘れないよう控えておくこと。

イ 大分県電子申請システムによる申請情報の入力

※ 入力期間 平成30年5月14日(月) 9:00～同月28日(月) 17:15

登録したIDとパスワードでログインし、「申請先の選択」→「大分県」→「平成31年度 大分県公立学校教員採用選考試験」→「電子申請をする」→「申請情報の入力」を行う。申請内容を確認後、「送信」をクリックする。

※ 入力前に実施要項を必ず印刷し、「願書等記入上の注意」をよく読んでから入力すること。また、入力情報にコード番号が必要になるので、実施要項であらかじめ調べておくこと。

※ 「送信」後は、出願者による申請内容の修正ができないので注意すること。また、「送信」後に修正の必要が出た場合、(5)の書類の提出先に連絡をし、修正の依頼をすること。また、「修正」は、上記入力期間内に依頼すること。

※ 「送信」後に、再度「送信」を行うと重複した申請になるので絶対に行わないこと。

※ 申請が受け付けられると受付確認画面が表示されるので、画面に表示される内容を確認すること。特に「受付番号」は、問合せや願書等記入の際などに必要になるため、控えておくこと。

ウ 申請書控え保存

送信が完了し、確認する画面で申請内容を「申請書控え保存」で保存しておくこと。

エ 申請内容の審査

審査期間 平成30年5月29日(火)～6月1日(金)

上記の期間中に集中して電子申請内容の審査を行う。審査が完了すると、メールで通知する。

※ 上記審査期間内に「審査完了」のメールが届かない場合は、(5)の書類の提出先に連絡を必ず行うこと。

※ システムの操作、利用者登録等で不明な点がある場合は、大分県電子申請システムヘルプデスク(電話097-506-2176;受付時間9:00～18:00(日曜日及び土曜日を除く。))に問い合わせること。

- (2) 出願に必要な書類をダウンロードして提出する方法

ア 出願に必要な書類のダウンロード及び印刷

大分県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.oiita.jp/site/kyoiku/>)に出願に必要な書類一式を掲載するので、必要に応じてダウンロードし、各自で印刷(A4モノクロ印刷)すること。

※ ダウンロード可能期間 平成30年5月14日(月) 9:00～6月7日(木) 17:15

イ 書類の記入・提出

記入要領に従って、出願に必要な書類の記入を黒のペン又はボールペンで行うこと。

出願に必要な書類の提出は、(4)に記載された「願書受付期間及び提出方法等」に従い、(5)に記載された提出先に行うこと。

- (3) 配布等により入手した出願に必要な書類を提出する方法

ア 出願に必要な書類の入手方法

大分県内の各教育事務所、大分県立図書館、大分県庁舎、大分県福岡事務所、大分県大阪事務所、大分県東京事務所等で配布している実施要項(出願に必要な書類付

属)を直接入手すること。直接入手できない場合は、郵便で実施要項を次の宛先に請求すること。なお、封筒の表には「教員採用選考試験実施要項請求」と朱書きすること。

※ 宛先：〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号
大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班

※ 住所、氏名等を記載し、140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号 縦33.2cm 横24cm）を同封すること。

※ 往復の郵送に要する日数を考慮し、余裕を持って請求すること。なお、実施要項は平成30年5月8日（火）以降、順次送付する。

イ 書類の記入・提出
記入要領に従って、出願に必要な書類の記入を黒のペン又はボールペンで行うこと。

出願に必要な書類の提出は、(4)に記載された「願書受付期間及び提出方法等」に従い、(5)に記載された提出先を行うこと。

(4) 願書受付期間及び提出方法等 (2)、(3)の出願方法及び特別選考 (I)～(III) 出願の場合)

願書受付期間 平成30年5月25日（金）から同年6月7日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

提出方法は、次の①又は②とする。①及び②とも、提出書類を封筒に入れ、封筒の表に「(志望種名称) 受験願書在中」と朱書きすること。(例：「中学校教諭受験願書在中」)

① 持参による場合	・5の(5)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8：30～17：15とする。
② 郵送による場合	・簡易書留とする。 ・平成30年6月7日（木）の消印のあるものまで有効とする。

(5) 書類の提出先

大分市府内町3丁目10番1号 大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班（大分県庁舎別館7階）
郵便番号 870-8503 電話 (097) 506-5518

(6) 提出書類 (①から③までは全員(ただし、電子申請者を除く。)、④から⑧までは該当者のみ)

提出物	注意事項等
① 願 書	・電子申請の場合は、必要事項の入力のみで提出不要。 ・電子申請しない場合は、必要事項を記入して提出すること。
② コード入力票	・電子申請の場合は、必要事項の入力のみで提出不要。 ・電子申請しない場合は、必要事項を記入して提出すること。
③ 返信用封筒 (受験票送付用) 1枚	・電子申請の場合は、出願時提出不要。 ・82円切手を貼り、住所、氏名を明記すること(宛名は「〇〇様」とすること)。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)、糊付き封筒とし、1枚用意すること(速達を希望する場合は、362円分の切手を貼り、表に「速達」と朱書きすること)。
④ 身体障害者手帳の写し	・特別選考 (I) 志望者のみ
⑤ 特別選考 (II) の受験資格(6)のイの要件に該当する者に必要な提出書類	・特別選考 (II) の受験資格(6)のイの要件に該当する者は、次の (i) 及び (ii) の書類を提出すること。 (i) 教員の職務を行うために必要な資質能力に関するアビール書(別紙様式1※) (自らの専門的な知識経験又は技能と教育指導との関連及び活用、これまでの指導歴その他教員としての資質能力についてアビールしたい事項) (ii) 志望する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格(国家資格、公的資格、民間資格の別を問わない。)を証する書類(写しでもよい。)
⑥ 特別選考 (III) の受験資格を証する書類	・別紙様式2-1及び2-2(※)の記載に従い、所属団体等の代表者による証明書を提出すること。
⑦ 特別選考 (III) 受験に係る意向届	・別紙様式2-3(※)に必要な事項を記入し、押印すること。
⑧ 第1次試験の免除に係る書類	・前記4の(1)の②から⑤までのいずれかに該当することにより、第1次試験の免除を希望する者は、勤務履歴を証明するもの(別紙様式3※)を提出すること。なお、任命権者が作成した書類をもって代えることができる。

※ 特別選考（Ⅰ）～（Ⅲ）を志望する者は、電子申請利用者であっても④から⑧までのうち、該当書類を提出すること。

※ 別紙様式1、2-1、2-2、2-3及び3は、次のア又はイのいずれかの方法により入手すること。

ア 大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）からダウンロードする。

イ 上記5)の書類の提出先に請求する（事前に電話連絡すること。）。

(注意) (ア) 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

(イ) 出願時に提出された書類は理由のいかんを問わず、返却しない。

(ウ) 受験料は不要である。

(エ) 身体に障がい等があり、試験場において配慮を必要とする受験者（例：車いす使用等）は、願書の「受験上の配慮」欄にその旨を記入すること。

(オ) 特別選考（Ⅰ）による特別支援学校教諭（小学部・中学部・高等部）志望者で、第2次試験の実技試験の一部又は全ての免除を希望する者は、願書の「受験上の配慮」欄にその旨を記入すること。

(カ) 特別選考（Ⅱ）志望者は、願書の「履歴」欄に、民間企業・官公庁等において常勤の職として5年以上継続して勤務していることが分かるように記入すること。

なお、第3次試験合格後、在職証明書の提出が必要である。

(キ) 特別選考（Ⅱ）志望者のうち、前記3の受験資格(6)のアの要件に該当する者が受験資格に該当しないと審査された場合は、一般選考を受験することができない。

(ク) 特別選考（Ⅲ）志望者が、前記3の受験資格(8)及び(9)の要件に該当しないと審査された場合には、一般選考を受験することができる。ただし、出願時に提出された別紙様式2-3において、一般選考（志願する教科・科目は、2(1)③（高等学校教諭）の教科・科目に限る。）での受験希望を届け出た者に限る。

(7) 特別選考志望者も含め、出願する志望種は、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭（小学部・中学部・高等部）、養護教諭又は栄養教諭のいずれか一つとすること。また、出願後の試験区分、志望種及び教科・科目の変更は認めない。

(8) 受験票の交付

平成30年6月29日（金）頃本人宛て発送する。平成30年7月6日（金）を過ぎても受

験票が届かない場合は、5(5)の書類の提出先まで連絡すること。

※ 上記5(1)の方法（電子申請）により出願した者には、本人宛てメール（平成30年6月29日（金）頃）から送信を開始する。）に受験票を添付するので、各自で印刷して利用すること。平成30年7月3日（火）を過ぎてもメールによる受験票が届かない場合は、5(5)の書類の提出先まで必ず連絡すること。

6 第1次試験

第1次試験においては、基本的知識等の修得状況を判断するものとし、以下のとおり実施する。

(1) 期 日
平成30年7月15日（日）

(2) 試験場
大分県立大分上野丘高等学校
大分市上野丘2丁目10番1号 電話 (097) 543-6249

大分県立大分豊府中学校・高等学校
大分市大字羽屋600番地1 電話 (097) 546-2222

(注意) ア 上記2会場では実施する。各受験者の試験場は受験票に記載して通知する。

イ 受験者の自家用車（二輪車を含む。）による試験場への乗り入れ及び自家用車による試験場への送迎は禁止する。各会場においては、近隣や交通の妨げになる場所での送迎も禁止としますので厳守すること。なお、自転車は、指定の置き場に駐輪すること。

ウ 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

エ 携帯電話は、試験場内では使用できない。

(3) 日程及び試験内容	時 間	試 験 等	内 容 等
	9：30	試験室入室完了	・試験室には8：50から入室可
	9：30～9：50	出欠確認、諸注意	
	9：50～10：40	教養試験 ※特別選考（Ⅱ）志望者に対しては、小論文（9：50～11：10、1200字以内）を実施	・人文・社会・自然科学に関する基本的な一般教養 ・教育原理・教育心理・教育法規等に関する基本的な教職教養（答申・学習指導要領を含む。）

	する。											
11：20～12：30 (音楽、美術、書道及び保健体育は12：10まで)	<table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>・小学校の全教科及び英語(リスニング)</td> </tr> <tr> <td>中・高等学校</td> <td>・受験する教科・科目(英語はリスニングを含む。)</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>・特別支援教育に関する専門的事項</td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td>・養護に関する専門的事項</td> </tr> <tr> <td>栄養教諭</td> <td>・栄養に関する専門的事項</td> </tr> </table>	小学校	・小学校の全教科及び英語(リスニング)	中・高等学校	・受験する教科・科目(英語はリスニングを含む。)	特別支援学校	・特別支援教育に関する専門的事項	養護教諭	・養護に関する専門的事項	栄養教諭	・栄養に関する専門的事項	
小学校	・小学校の全教科及び英語(リスニング)											
中・高等学校	・受験する教科・科目(英語はリスニングを含む。)											
特別支援学校	・特別支援教育に関する専門的事項											
養護教諭	・養護に関する専門的事項											
栄養教諭	・栄養に関する専門的事項											
13：00～	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ・中・高等学校の音楽、中・高等学校の美術、高等学校の書道及び中・高等学校の保健体育を志望する者のみ ・内容及び携行品は以下を参照のこと。 										

(注意) ア 教養試験及び専門試験に遅刻した場合は、試験開始後30分以内の遅刻に限り、受験を認める。

- イ 当日は、受験前に試験場の諸掲示に注意すること。
- ウ 教養試験及び専門試験の実施時間中は、携帯電話や荷物は試験室外の指定箇所(当日指定する。)に置くこと。試験実施時間中に、試験室内に携帯電話を持ち込んだ場合は、受験を無効とすることがある。
- エ 教養試験及び専門試験の実施時間中は、途中退室することはできない。
- オ 教養試験問題及び専門試験問題は、択一式とする。ただし、一部の教科・科目の専門試験においては、一部又は全てに、数値を記入する問題を出題する。
- カ 中・高等学校の保健体育志望者で、実技試験のうち水泳を7月15日(日)に受験できない者は、第1次試験当日に申請することにより、水泳を予備日(別途指定する日)に受験することを認める。
- キ 実技試験において、試験当日及び予備日に、身体的な事情により実技の実施に支障のある者は、試験当日、受付時に、医師の診断書を提出すること(この場合、実技を全く行わない者は、0点として取り扱うものとする。)

※ 第1次試験の実技試験内容

志望種・志望教科	内 容
中・高等学校の音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・弾き歌い(当日指定の課題曲をピアノ伴奏しながら歌唱すること。) ・楽曲の演奏(声楽、ピアノ又は他の楽器による任意の楽曲の演奏。ただし、電子・電気楽器は除く。)

中・高等学校の美術	<ul style="list-style-type: none"> ・鉛筆、ペン、水彩画 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 暗譜、伴奏なしで演奏すること。 ※ ピアノは、試験室に準備したものを使用すること。 ※ 楽器を持参する場合は、各自で持ち運びや準備・片付けが容易なものであること。 ※ 持参した楽器の音の調整等は、試験前に5分程度可能である。 ※ 演奏時間は2分程度とし、楽曲の途中から演奏を開始してもよい。
高等学校の書道	<ul style="list-style-type: none"> ・毛筆、硬筆 	
中・高等学校の保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・選択1から選択5までの各選択種目群のうちから、それぞれ1種目、合わせて5種目を出願時に選択すること。なお、出願後の種目変更は認めない。 【選択1】 武道(中学校志望者は、柔道、剣道、相撲から選択)(高等学校志望者は、柔道、剣道から選択) 【選択2】 球技(バスケットボール、バレーボール、ソフトボールから選択) 【選択3】 器械運動(バット運動)、陸上競技(ハードル走)から選択 【選択4】 ダンス(創作ダンス、現代的なリズムのダンスから選択) 【選択5】 水泳(クロール、平泳ぎから選択：50m) 	

(4) 携行品

携行品	注意事項等
① 受験票	・電子申請による出願者は、各自で印刷後持参すること。
② 写真票	・所定の位置に写真を貼付し、氏名、受験番号を記入しておくこと。
③ 筆記用具	・黒鉛筆又はシャープペンシル(HB程度)、消しゴム
④ 時計	・計時機能だけのものに限る。
⑤ 返信用封筒(第1次試験結果通知用)	<ul style="list-style-type: none"> ・82円切手を貼り、住所、氏名を明記すること(宛名は「〇〇様」とすること。) ・封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)、糊付き封筒とし、1枚用意すること(速達を希望する場合は、362円分の切手を貼り、表に「速達」と朱書きすること。) ・封筒表左下に受験番号を必ず記入しておくこと。

⑥	上履き及び靴入れ										
⑦	実技試験に必要なもの (右表のとおり) <table border="1" data-bbox="678 405 1284 1106"> <tr> <td data-bbox="1284 405 1396 584">志望種・志望教科</td> <td data-bbox="1284 584 1396 1106">携 行 品</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1204 405 1284 584">中・高等学校の音楽</td> <td data-bbox="1204 584 1284 1106">楽曲の演奏に必要な楽器等の音楽</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1045 405 1204 584">中・高等学校の美術</td> <td data-bbox="1045 584 1204 1106">画用鉛筆、水彩用具一式(アクリルガッシュ、ボンスターカラーも可、水彩色鉛筆は不可)、画板、画板に紙を固定するもの(クリップ等)、制作に適した服装</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 405 1045 584">高等学校の書道</td> <td data-bbox="837 584 1045 1106">毛筆：筆(最大半切作品が書けるものから、仮名、小字が書けるものまで)、墨、硯、墨池、毛氈、文鎮、水滴、定規、制作に適した服装。ただし、字典を持ち込むことはできない。 硬筆：試験室に用意された用具を使用する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 405 837 584">中・高等学校の保健体育</td> <td data-bbox="678 584 837 1106">運動に適した服装、水着、水泳帽、選択した種目に必要な用具(武道用具も含む)ので注意すること。また、雨天時用の体育館シューズを準備すること。))</td> </tr> </table>	志望種・志望教科	携 行 品	中・高等学校の音楽	楽曲の演奏に必要な楽器等の音楽	中・高等学校の美術	画用鉛筆、水彩用具一式(アクリルガッシュ、ボンスターカラーも可、水彩色鉛筆は不可)、画板、画板に紙を固定するもの(クリップ等)、制作に適した服装	高等学校の書道	毛筆：筆(最大半切作品が書けるものから、仮名、小字が書けるものまで)、墨、硯、墨池、毛氈、文鎮、水滴、定規、制作に適した服装。ただし、字典を持ち込むことはできない。 硬筆：試験室に用意された用具を使用する。	中・高等学校の保健体育	運動に適した服装、水着、水泳帽、選択した種目に必要な用具(武道用具も含む)ので注意すること。また、雨天時用の体育館シューズを準備すること。))
志望種・志望教科	携 行 品										
中・高等学校の音楽	楽曲の演奏に必要な楽器等の音楽										
中・高等学校の美術	画用鉛筆、水彩用具一式(アクリルガッシュ、ボンスターカラーも可、水彩色鉛筆は不可)、画板、画板に紙を固定するもの(クリップ等)、制作に適した服装										
高等学校の書道	毛筆：筆(最大半切作品が書けるものから、仮名、小字が書けるものまで)、墨、硯、墨池、毛氈、文鎮、水滴、定規、制作に適した服装。ただし、字典を持ち込むことはできない。 硬筆：試験室に用意された用具を使用する。										
中・高等学校の保健体育	運動に適した服装、水着、水泳帽、選択した種目に必要な用具(武道用具も含む)ので注意すること。また、雨天時用の体育館シューズを準備すること。))										
⑧	身体障害者手帳 ・特別選考(Ⅰ) 志望者のみ										

(5) 試験結果

① 第1次試験の一般選考における合格者数は、採用予定者数の2倍の数(採用予定者数が1人の場合は4倍の数)とする。ただし、平成30年度大分県公立学校教員採用選考試験(平成29年度実施)で、試験を実施しなかった志望種、教科・科目は、採用予定者数の3倍の数(採用予定者数が1人の場合は5倍の数)とする。
 ただし、採用予定者数が10人以上の志望種、教科・科目については、上記の数から第1次試験免除者数を減じた数を合格者数とする。
 また、特別選考(Ⅰ)、特別選考(Ⅱ)及び特別選考(Ⅳ)の合格者数は、採用予定者数の3倍の数(採用予定者数が1人の場合は5倍の数)とする。
 なお、合格ラインの範囲内であっても、成績が著しく低い場合は、合格者としてしない。

平成三十年五月七日

※ 合格ライン：上記の合格者数を第1次試験の合格ラインとする。
 ※ 成績が著しく低い場合：第1次試験の得点率が40% (150点満点中60点) 以下に該当する場合
 ※ 特別選考(Ⅰ)においては、合格ラインの範囲内であっても、受験した当該志望種、教科・科目の一般選考の選考対象者となる者の上位1/2以内に相当しない者は、合格者としてしない。
 ② 第1次試験の結果は、平成30年7月27日(金)午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板(県民室横)に、第1次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。
 また、第1次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)にも掲載する。
 ③ 第1次試験の教養試験及び専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)に掲載する。
 ④ 各志望種、教科・科目における教養試験、専門試験及び実技の合計点の合格最低点を、大分県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)に掲載する。

7 第2次試験
 第1次試験の合格者及び免除者について、教員として必要な専門性を判断するため、以下のとおり、第2次試験を実施する。
 なお、日程等の詳細は、第1次試験の合格者には第1次試験結果通知に併せて指示する。また、第1次試験の免除者には、平成30年7月27日(金)頃本人宛て通知する。平成30年8月2日(木)を過ぎても第2次試験の日程の詳細が届かない場合は、5(5)の書類の提出先まで連絡すること。

(1) 期 日
 平成30年8月8日(水)から同月17日(金)まで(予定)のうち、指定する日
 (ただし、同月13日から同月15日までを除く。)

(2) 試験場
 大分県立爽風館高等学校 大分市上野丘1丁目11番14号 電話(097)547-7700
 ただし、小学校教諭及び特別支援学校教諭の体育実技試験は、
 大分県立大分上野丘高等学校 大分市上野丘2丁目10番1号 電話(097)543-6249
 (注意) ア 受験者の自家用車(二輪車を含む。)による試験場への乗り入れ及び自家用車による試験場への送迎は禁止する。各会場においては、近隣や交通

大分県 教育委員会

7

の妨げになる場所での送迎も禁止とするので厳守すること。なお、自転車は、指定の置き場に駐輪すること。

- イ 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。
- ウ 携帯電話は、試験場内では使用できない。

(3) 試験内容

試験	内容等
模擬授業（場面指導）及び口頭試問	・ 模擬授業については、養護教諭志望者は場面指導とする。口頭試問は、模擬授業（場面指導）や教科・科目等の専門に関する内容を問う。
実技試験	・ 小学校、中学校の技術、中・高等学校の家庭、中・高等学校の英語、特別支援学校及び養護教諭を志望する者のみ ・ 内容及び携行品は、以下を参照のこと。

(注意) ア 小学校及び特別支援学校教諭志望者で、実技試験のうち水泳を指定された日に受験できない者は、第2次試験当日に申請することにより、水泳を予備日（別途指定する日）に受験することを認める。

イ 実技試験において、試験当日及び予備日に、身体的な事情により実技の実施に支障のある者は、試験当日、受付時に、医師の診断書を提出すること（この場合、実技を全く行わない者は、0点として取り扱うものとする。）。

※ 第2次試験の実技試験内容

志望種・志望教科	内容
小学校	音楽（ピアノ伴奏による歌唱共通教材の弾き歌い、1番のみ。） ※ 小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）に記載されている、小学校第3学年から第6学年までの歌唱教材の共通教材（以下「歌唱共通教材」という。）の中から受験者が1曲を選択すること。歌唱共通教材以外の曲を選択した者は、0点として取り扱うものとする。 ※ 前奏及び後奏を入れること。 ※ 調及び使用する楽譜は、特に指定しない。 ※ ピアノ伴奏をつけて、主旋律を歌唱すること。 体育（マット運動：連続技〈開脚前転→前転→ジャンプ1/2ひねり（方向転換）→後転→伸膝後転→側方倒立回転〉、水泳（25m、泳法自由）及びボール運動〈ボール投げ（9m程度）、ドリブルしながらの移動〉） 英語（試験当日提示するテーマに基づいた、英語表現（スピーキング）テスト）

中学校の技術	木材加工における実技と道具の適切な使い方に関する試験
中・高等学校の家庭	被服製作実習の技能に関する試験 調理実習の技能に関する試験 ※ 裁縫道具は、試験室に準備したものを使用すること。

中・高等学校の英語
英会話（英語によるグループディスカッション）及び英語による個人面接
※ 英語教員として求められる英語を十分に理解し、また使用することができるとして求められる（例：実用英語技能検定準1級、TOEFL iBT80点程度等以上の英語力を持つレベル）

特別支援学校
体育（マット運動：連続技〈開脚前転→前転→ジャンプ1/2ひねり（方向転換）→後転→伸膝後転→側方倒立回転〉、水泳（25m、泳法自由）及びボール運動〈ボール投げ（9m程度）、ドリブルしながらの移動〉）

養護教諭
応急手当と救命処置の実技に関する試験

(4) 携行品

携行品	注意事項等
① 受験票	・ 第1次試験で使用したもの
② 写真票	・ 第1次試験免除者のみ受付に提出 ・ 所定の位置に写真を貼付し、氏名、受験番号を記入しておくこと。
③ 筆記用具	
④ 時計	・ 計時機能だけのものに限る。
⑤ 実技試験に必要なもの（右表のとおり）	

志望種・志望教科	携行品
小学校	運動に適した服装、水着、水泳帽、体育館シューズ、靴入れ
中学校の技術	実技のできる服装、タオル、筆記用具（けがき用）、木工用具一式（さし金、両刃のこぎり、平かんな、四つ目きり、のみ、げんのう、釘抜き、木づち、すじけびき）
中・高等学校の家庭	調理実習着（白衣又はかつぼう着）、三角巾、手ふきタオル、布巾2枚
特別支援学校	運動に適した服装、水着、水泳帽、体育館シューズ、靴入れ

(5) 試験結果

① 第2次試験の合格者数は、採用予定者数の1.5倍の数（採用予定者数が1人の場合は3倍の数）とする。ただし、小数点以下の端数は切り上げとする。
 なお、合格ラインの範囲内であっても、成績が著しく低い場合には、合格者としてしない。

※ 合格ライン：上記の合格者数を第2次試験の合格ラインとする。

※ 成績が著しく低い場合：第2次試験の得点率が40%（350点満点中140点）以下に該当する場合

② 第2次試験の結果は、平成30年9月7日（金）午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板（県民室横）に、第2次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

また、第2次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）にも掲載する。

8 第3次試験

第2次試験の合格者について、教員として必要な人間性を判断するため、以下のとおり、第3次試験を実施する。

なお、日程等の詳細は、第2次試験結果通知に併せて指示する。平成30年9月12日（水）を過ぎても第3次試験の日程の詳細が届かない場合は、5(5)の書類の提出先まで連絡すること。

(1) 期 日

平成30年9月22日（土）から同月28日（金）まで（予定）のうち、指定する日

(2) 試験場

大分県教育センター 大分市大字且野原847番地の2 電話（097）569-0118

（注意）ア 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

イ 携帯電話は、試験場内では使用できない。

(3) 試験内容

試験	内 容 等
面接Ⅰ	集団面接・集団討論
面接Ⅱ	個人面接

（注意）特別選考（Ⅲ）の試験内容については、別途指示する。

(4) 試験結果

第3次試験の結果は、平成30年10月15日（月）（予定）午前9時、大分県庁舎本館1

階の県政掲示板（県民室横）に、第3次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

また、第3次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）にも掲載する。

なお、採用予定者数内であっても、第3次試験の成績が著しく低い場合は、合格者としてしない。

※ 成績が著しく低い場合：第3次試験の得点率が40%（350点満点中140点）以下に該当する場合

9 各試験の配点

(1) 第1次試験（150点満点）

一般選考、特別選考（Ⅰ）及び特別選考（Ⅳ）

	志望種・志望教科	教養試験	専門試験	実技試験
中学校	音楽・美術・保健体育	50	50	50
高等学校	音楽・美術・書道・保健体育			
特別選考（Ⅳ）		50	150	
上記以外		50	100	

※ 特別選考（Ⅳ）は、専門試験（100点満点）の得点を1.5倍して、150点満点に換算する。

特別選考（Ⅱ）

	志望種・志望教科	小論文	実技試験
中学校	音楽・美術・保健体育	100	50
上記以外		150	

※ 第1次試験の合格者は、第1次試験の成績により決定する。

(2) 第2次試験（350点満点）

志望種・志望教科	模擬授業	口頭試問	体育実技	音楽実技	英語実技	実技試験
小学校	150	100	40	30	30	
中学校	180	120				50
技術・家庭・英語						
高等学校	家庭・英語					
養護教諭	150	120				80
特別支援学校	180	130	40			
上記以外	200	150				

- ※ 養護教諭の模擬授業欄の点は、場面指導の点とする。
- ※ 第2次試験の合格者は、第2次試験の成績により決定する。
- (3) 第3次試験（350点満点。ただし、特別選考（Ⅲ）は400点満点。）

志望種・志望教科	面接 I	面接 II
全志望種・志望教科	100	250

※ 第3次試験の合格者は、第2次試験及び第3次試験の総合成績（700点満点）により決定する。

特別選考（Ⅲ）

志望種・志望教科	プレゼンテーション	面接
高等学校・志望教科	200	200

※ 特別選考（Ⅲ）の合格者は、第3次試験の成績により決定する。

10 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の試験の得点及び総合点を、各試験の結果の通知とともに送付する（口頭による開示（簡易開示）は行わない。）。

11 合格者の行う手続等

- (1) 第3次試験の合格者は、指定する日までに健康診断書（所定用紙）を提出すること。詳細は、第3次試験合格者に対して通知する。
- (2) 特別選考（Ⅱ）による第3次試験の合格者は、指定する日までに、民間企業・官公庁等において5年以上継続して勤務していることが分かる、勤務先が発行する在職証明書（様式は任意）を提出すること。

12 採用及び給与

- (1) 選考試験の合格者は、次の①から④までのいずれか(カ)に該当する場合を除き、平成31年4月1日付けで採用するものとする。
 - ① 平成31年4月1日以降、大学院修士課程、博士前期課程又は教職大学院（以下「大学院修士課程等」という。）での修学を希望する者は、申請に基づき下記ア又はイのとおり採用時期を延期する。
 - ア 大学院修士課程等に在学し修学を継続する場合は、最大1年間延期する。ただし、教職大学院の3年制の1年に在学し修学を継続する場合は、最大2年間延期する。

イ 平成31年4月1日以降、大学院修士課程等に進学する場合は、最大2年間延期する。ただし、教職大学院の3年制に進学する場合は、最大3年間延期する。

- ② 特別選考（Ⅱ）の合格者は、研修を実施するため、平成31年1月に事務職員として採用する。研修期間を経て、平成31年4月1日付けで志望種の教諭として任用する。
- ③ 養護教諭の合格者で、平成30年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格を基礎として養護教諭免許状を取得しようとするものは、当該免許状取得後に採用するものとし、それまでの期間は臨時的任用とする。

④ 上記①から③までのほか、採用時期を変更することについて、特にやむを得ない事情があると認められる場合

(2) 選考試験の合格者であっても、次の①から③までのいずれかに該当する場合は採用しない。

- ① 受験した志望種・志望教科に応ずる教諭普通免許状又は特別免許状を取得見込みの者が、平成31年3月31日までに当該免許状を取得できない場合
- ② 平成31年4月1日現在において、受験した志望種・志望教科の有効な普通免許状を有していない場合
- ③ 大分県教育関係職員健康診断審議会の結果、「就労不可」と判断された場合
- ④ 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、教員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。
- (4) 平成30年4月1日現在の初任給は、教職調整額、義務教育等教員特別手当等を含み、大学卒約218,000円、短期大学卒約194,000円で、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。また、在職期間等により期末・勤勉手当が支給される。このほか扶養手当、住居手当、通勤手当などが実態に応じて支給される。

13 その他

- (1) 台風等のため、試験の日程を変更する場合は、試験前日の午後3時以降に、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oitajp/site/kyoiku/>）に掲載する。
- (2) 体育実技試験を受験する者は、必要に応じて、事前に健康診断や医師の診察を受けるなど体調管理に十分注意すること。
- (3) 大分県公立学校教員採用選考試験に関する問合せ先は、5の「5書類の提出先」とする。ただし、試験当日の問合せ先は、各試験場とする。
- (4) 過去の試験問題等は、以下の場所で開催している。

大分県情報センター（大分県庁舎本館1階） 電話（097）506-2285
郵便番号 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

問合せ 9：00～17：00（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

大分県教育委員会告示第18号

民間企業等での管理職経験者を対象とした平成三十一年度大分県公立学校「校長」採用候補者選考試験を次の要項により実施する。

平成三十年五月七日

大分県教育委員会

民間企業等での管理職経験者を対象とした 平成31年度大分県公立学校「校長」採用候補者選考試験実施要項

大分県教育委員会

1 目的

民間企業等での豊かな経験を持ち、柔軟な発想や企画力、組織運営能力をいかした学校経営ができる優れた人材を県内の市町村立学校又は県立高等学校の校長採用候補者として選考するために行う。

2 求められる民間人校長像

民間企業等で培った柔軟な発想や企画力、組織運営能力を有し、教職員の意識改革及び学校組織の改革への意欲に富んでいる者

3 募集内容

- (1) 人数 1人以内（選考の結果、合格者がいない場合もある。）
- (2) 採用予定時期 平成31年1月

大分県教育委員会事務局職員として採用して研修等を実施後、平成31年4月1日に大分県市町村立学校又は大分県立高等学校の校長として任用する予定である。

4 受験資格

次の各号のいずれの要件にも該当する者であること。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 昭和36年4月2日から昭和46年4月1日までに生まれた者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当しない者
- (4) 民間企業等において管理職である者又はそれと同等の経験を有する者

ただし、大分県教育委員会が過去（H21～H29）に実施した「民間企業等での管理職経験者を対象とした大分県公立学校『校長』採用候補者選考試験」又は「平成26年度公募による大分県立学校『校長』採用候補者選考試験」に出願したことがある者について

は、直近の受験年度の6月以降において、民間企業等における新たな管理職経験を有する場合にのみ、出願することができる。

- (5) 出願時点で、公務員及び国公立学校・学習塾・予備校等の教育職でない者
- (6) 県内のどこにでも赴任できる者

(参考)

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体結成し、又はこれに加入した者

学校教育法（抜粋）

〔校長・教員の欠格事由〕

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (4) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 選考基準

選考は、次の各号に定める基準を考慮し、民間企業等での管理職としての経験、面接試験の結果等の客観的な資料により行う。

平成三十年五月七日

大分県 教育委員会

- (1) 優れた識見と教育に対する確かな理念を有していること。
- (2) 指導力に富み、マネジメント感覚に秀でていること。
- (3) 具体的な学校経営ビジョンを有していること。
- (4) 社会の動向に対する洞察力と先見性を有していること。
- (5) 家庭・地域と連携して、開かれた学校づくりを推進できる能力を有していること。

6 出願等手続

- (1) 願書受付期間及び提出方法等

願書受付期間	平成30年6月1日(金)から同月25日(月)まで (日曜日及び土曜日を除く。)
---------------	--

提出方法は、次の①又は②とする。①及び②とも、提出書類を封筒に入れ、封筒の表に「校長選考試験願書在中」と朱書きすること。

① 持参による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・6の2)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8：30～17：15とする（日曜日及び土曜日を除く。）。
② 郵送による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易書留とする。 ・平成30年6月25日(月)の消印のあるものまでを有効とする。

(2) 書類の提出先

大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班（大分県庁舎別館7階）
郵便番号 870-8503 大分市府内町3丁目10番1号
電話 (097) 506-5518

(3) 提出書類

	提出物	注意事項等
	願書(様式1-1)	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。
①	管理職経験実績書(様式1-2)	・過去(H21～H29)に実施した当該試験に出願したことがある者については、直近の受験年度の6月以降における管理職としての新たな実績及び成果を詳細に記入すること。
②	自己アピール書(様式2)	・必要事項を記入すること。
	レポート (A4判 縦長・横書き、 2,000字程度)(様式3)	・テーマ「私のめざす学校づくり」 知・徳・体の調和のとれた子どもを育成するために、学力・体力の向上や豊かな心の育成など、保護者や地域社会から信頼される学校づくりが求められ

ています。この中で期待された成果を挙げるために、どのような学校運営を行うのか、具体的に記述すること。

④ 返信用封筒 (第1次選考結果通知用)	<ul style="list-style-type: none"> ・82円切手を貼り、住所、氏名を明記すること(宛名は「〇〇様」とすること。) ・封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)、糊付き封筒とする。
-------------------------	---

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

イ 提出書類については、理由のいかんを問わず返却しない。
ウ 受験料は不要である。

7 第1次選考

(1) 選考内容	内容等
選考 書類選考	提出書類による。

(2) 選考結果

第1次選考の結果は、平成30年7月27日(金)午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板(県民室横)に第1次選考の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途出願者全員宛て文書で通知する。

また、第1次選考の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.ota.jp/site/kyoiku/>)にも掲載する。

8 第2次選考

第1次選考の合格者について、以下のとおり、第2次選考を実施する。

なお、日程及び試験場等の詳細は、第1次選考結果通知時に併せて指示する。

(1) 期 日

平成30年8月27日(月)

(2) 試験場

大分県庁舎内

(3) 選考内容

選考	内容等
面接 I	個人面接(自己アピール書及びレポートの内容に関する面接)
面接 II	個人面接

(4) 選考結果

第2次選考の結果は、平成30年9月7日(金)午前9時、大分県庁舎本館1階の県政揭示板(県民室横)に、第2次選考の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

また、第2次選考の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)にも掲載する。

(注意) 第2次選考の成績上位から合格者を決定するが、採用予定者数内であっても、適性が認められないと判断される場合は、合格者としてないことがある。

9 得点等の送付

受験者全員に対して、第1次試験の総合点及び第2次試験の総合点を、各試験の結果の通知とともに送付する。

10 合格者の行う手続等

(1) 第2次選考の合格者には採用内定者として必要な手続について通知する。

(2) 第2次選考の合格者は、指定する日までに健康診断書(所定用紙)を提出すること。詳細は、第2次選考合格者に対して通知する。

(3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、校長としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

(参考)

(1) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例(昭和32年大分県条例第39号)等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。

(参考) 職員の給与に関する大分県人事委員会勧告資料(平成29年10月6日勧告)

小・中学校長の平均給料月額(基本給) 447,665円

平均給与月額(基本給及び諸手当) 517,214円

(2) 一般職の地方公務員となるため、採用後は、営利企業等への従事は原則として認められない。

(3) 退職については、職員の定年等に関する条例(昭和59年大分県条例第13号)の規定が適用される(60歳に達した日以後における最初3月31日に退職する。)

〇公 告

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)第八条第一項第三号の規定により、

次のとおり毒物劇物取扱者試験を実施する。

平成三十年五月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験の日時

平成三十年八月七日(火曜日)午前十時から

二 試験の場所

大分市千代町三丁目三番八号

学校法人平松学園 大分短期大学

三 試験の種類

1 一般毒物劇物取扱者試験

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験

3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 試験科目

1 筆記試験

(一) 毒物及び劇物に関する法規

(二) 基礎化学

(三) 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取縮法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第二に掲げる劇物に限る。2において同じ。)

の性質及び貯蔵その他取扱方法

2 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

五 提出書類

1 受験願書(大分県福祉保健部薬務室又は各保健所(保健部)に備え付けたもの) 正

副各一通

2 履歴書(受験願書(正)の裏面に印刷のもの) 一通

3 戸籍抄本 一通

4 写真(受験願書提出前六箇月以内に撮影した正面、上半身及び脱帽の縦四センチメートル、横三・五センチメートルのもので裏面に氏名及び生年月日を記入したもの) 一枚

六 書類の提出先

1 県内居住者(郵便による申込みは受け付けない。)

平成三十年五月七日

大分県報(教育委告示・公告)

2 住居、勤務地等を所管する保健所（保健部）
県外居住者（郵便による申込みも受け付ける。）

大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号 八七〇一八五〇二）
大分県福祉保健部薬務室

七 受付期間及び受付時間

1 受付期間

平成三十年六月十一日（月曜日）から同月二十二日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）。ただし、郵便による申込みは、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで。

八 受験手数料

一万五百円（受験願書提出の際納入すること。）

九 その他

1 その他詳細については、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部薬務室に問い合わせること。

2 受験願書を郵便で請求する場合は、郵便番号及び宛先を明記し百二十円切手を同封すること。

3 応用化学に関する学課修了者については、既に資格取得要件を満たしている場合があるので、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部薬務室に問い合わせること。